

令和4年度「未来の教室」実証事業 公募要領  
(テーマD:「未来のブカツビジョン」の実現に関するテーマ)

1. 公募件名

「未来の教室」実証事業(テーマD:「未来のブカツビジョン」の実現に関するテーマ)の委託事業者公募

(経済産業省:令和4年度「学びと社会の連携促進事業(「未来の教室」(学びの場)創出事業))

2. 目的・概要

本実証事業においては、部活動の地域移行を契機として、U15/U18/その他世代のスポーツ環境の社会システムの再構築を目的とした、事例創出を目的として実施するものである。

ジュニア世代のスポーツ基盤である「学校部活動」の持続可能性が危ぶまれ、文部科学省から2020年9月に「令和5年度以降、休日の部活動を段階的に地域移行する」との方向性が示される中、経済産業省では「地域×スポーツクラブ産業研究会」を発足し、学校部活動の「受け皿」としての持続可能なスポーツクラブ産業の可能性を検討してきた。2021年6月に「第1次提言」を公表し、民間の地域スポーツクラブが持続可能なサービス業態として成立し、学校部活動の受け皿として持続的にU15/U18をはじめ全世代にスポーツ環境を提供するために必要なポイントを以下の5つに整理した。

- ① 「学校部活動の地域移行」についての方針の明確化
- ② 全ての競技で、「学校部活動単位」に限らない「世代別(U15/U18等)」の大会参加資格に転換を
- ③ 「スポーツは、有資格者が有償で指導する」という常識の確立
- ④ 学校の「複合施設」への転換と開放、「総合型放課後サービス」の提供
- ⑤ スポーツ機会保障を支える資金循環の創出

上記第一次提言を踏まえ、2021年9月から半年にわたり、部活動の地域移行の受け皿モデルに繋がる足掛かりとして、ビジネスモデル構築における制度上の課題や、課題解決に向けた示唆の抽出を目的としたFS(フィージビリティ・スタディ)事業を実施した。

全国各地より実施主体も人口規模も多様な10プロジェクトを採択して実施されたFS事業であるが、それぞれの地域でプロスポーツクラブ・フィットネスクラブ・総合型地域スポーツクラブ・学習塾など多様な事業主体と地方自治体・学校・保護者等との「対話」を通じて、学校部活動の地域移行問題に横たわる構造的課題を多数見いだすことができた。

本年度の実証事業では、昨年度のFS事業を通じて浮き彫りになった課題を踏まえたうえで、**自治体と事業者が連携した部活動の地域移行の受け皿モデルの事例創出を目的**とし、収益性を考慮した事業構築の可能性について実証を行うとともに、昨年度のFS事業にて浮き彫りになった個別重要論点に対し、その課題解決に向けたより深い考察を行いたい。

<「未来のブカツ」FS事業全体から浮き彫りになった5つの課題>

① 自然体では「不採算」、採算を追えば「家計所得による機会格差」に

- 受益者負担の許容度は、2~3,000円/月が多数であるが、事業者側が部活動指導のみは不採算
- 事業活動である以上何らかの方法(受益者負担・派生事業収入・公的補助等)によって、運営資金確保の見通しが立たなければ、持続可能性はない

② 活動場所・移動手段・コーチング機会の確保に向けた「発想の転換」

- 現状では、全学校/競技の地域移行を受け入れられるような受け皿は存在しない
- 多くのプレイヤーが参入する魅力的な市場の創出が必要
- 実効性のある教員の兼業兼職環境の整備
- 学校施設の融通によるリソース完備
- 特に地方都市における、移動手段問題の解決

③ ファースト・ペンギンは避けたい「地方自治体の心理」への対応

- 課題認識している場合も、「国(文科省)の明確で具体的なメッセージがないと動きをとりづらい」「他の自治体の動きを見てから決めたい」という結論が多い
- そもそも「行政サービスの改悪」に映りかねないイシューであることから、「期待する保護者の反応」「声の大きい教員の反対」を気にして慎重になりがち

④ 「対話のラリー」が止まりやすい「学校現場の心理」への対応

- 学校にとって、部活動は「あって当たり前」のものであり、それを変えようという際に「問い直し」を避けてしまい、議論が途中で止まる現象が多発
- 多くの教員にとっては部活動の存在は大きい中、思い入れをリスペクトしつつも、「そもそも論」から問い直すための「議論のラリーの材料」を現場に届けていくことが必要

⑤ 「関係者が合意に向けて、有効な対話をする事」自体の不慣れさ

- 「●●とは〇〇でなければいけない」「△△でないと□□はできない」といった、関係者の過去の経験や、熱き思いに裏打ちされた、その一方でやや客観性には欠ける一つ一つの発言に対して、冷静に「それは本当だろうか?」「なぜそう思うのか?」「他にやり方はないか?」という問い返しが友好的な雰囲気を保ちながら繰り返されること、つまり「合意に向けた、有効な対話」が必要になる

参考)「地域×スポーツクラブ産業研究会」(第1次提言)

- [https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/chiiki\\_sports\\_club/20210625\\_report.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/chiiki_sports_club/20210625_report.html)

参考)「未来のブカツ」FS事業成果報告書

- [https://www.learning-innovation.go.jp/verify/?s=&mode=safse&sort=post\\_date%2Cdesc&tid%5B%5D=137&tid%5B%5D=140#list](https://www.learning-innovation.go.jp/verify/?s=&mode=safse&sort=post_date%2Cdesc&tid%5B%5D=137&tid%5B%5D=140#list)

【参考：事業スキーム】

本事業は、経済産業省より、株式会社ボストン・コンサルティング・グループ(以下、BCG)が受託している。BCGは、本事業の運営主体として、実証事業を含む複数の事業を組成・運営・管理する。具体的には、経済産業省との協議の上、全体企画、再委託、事務局業務、実施支援・管理、効果測定等を行う。

## 【参考：本年度の公募テーマ】

本年度は「未来の教室」として以下3テーマの公募を予定している。

- A. 「教育データ利活用」に関するテーマ
- B. 「STEAM ライブラリー活用事例創出」に関するテーマ
- C. 「「未来の教室」ビジョン2.0の実現」に関するテーマ
- D. 「未来のブカツビジョン」の実現に関するテーマ

本公募では、上記のうち、D. 「未来のブカツビジョン」の実現に関するテーマを募集する。

### 3. 公募期間

令和4年7月29日（金）から、令和4年8月19日（金） 正午まで

### 4. 応募資格

提案書を提出できる事業者は、民間事業者（株式会社、有限会社、学校法人、NPO（特定非営利法人）等の法人）及びそれら複数の法人によるコンソーシアムであり、その際、BCGとの契約締結の主体になることができ、かつ、契約期間終了後の一括精算に耐え得ることを条件とする。

応募する者は、「5. 公募要件」に基づく提案書を、「3. 公募期間」に定める期間までに、BCGに提出すること。なお、提案書については、経済産業省とBCGで協議の上、本事業の受託者として、社会通念上、不適切な組織または事業運営能力が不十分な組織と判断した場合は、無効とする。また、その判断を行う上で必要と考えられる場合には、提案書を提出した事業者に対して、財務状況等に関する資料の提出を求めることがあり得ることに留意すること。

また、一事業者で、複数の事業について提案書を提出し、複数の事業を受託することも可とする。

### 5. 公募テーマと、公募要件

(1) 公募テーマ：テーマD. 「未来のブカツビジョン」の実現に関するテーマ

- D-I. 部活動地域移行の受け皿モデル創出に向けた実証
- D-II. 部活動地域移行における個別論点 F/S 事業

(2) 公募要件

- 公募要件は、「(i) 事業運営に係る要件」、「(ii) 事業内容に係る要件」の2つに大別される。
  - (i) 事業運営に係る要件は公募テーマにかかわらず共通である。
  - (ii) 事業内容に係る要件は公募テーマごとに異なる。
- それぞれに関し、具体的な要件は以下の通り定める。また、(ii)についてはD-I「部活動地域移行の受け皿モデル創出に向けた実証」、D-II「部活動地域移行における個別論点 F/S 事業」についてそれぞれ定める。

#### (i) 事業運営に係る要件

※下記において「事務局」とは経済産業省及びBCGを指す。

(ア) 事業実施に関わる共通要件

- ① 実証期間中には、事務局の求めに応じ、事務局、教育関係者、報道機関、保護者等が視察できる機会を設けること（事業構成上、視察ができない場合は個別に相談すること）。
- ② 実証期間中は、事業の進捗状況等を月1回提出・報告すること（様式等の詳細は、別途指示する）。また、事務局の求めに応じ、事務局との打ち合わせを設けて、事業の進捗や、実施計画を進める上での課題等を議論すること。
- ③ 実証期間中は、事務局の求めに応じ、他の事業者も交えた合同会議に参加すること。また、各実証事業に対して共通のアンケート等を実施することになった場合、事務局の求めに応じ、そのアンケートの実施・回収に協力すること。
- ④ 実証事業の中で取得する個人情報（受講者の学習履歴（成績等も含む））の取り扱い方法についても提案書の中に記載すること。なお、実証で取得する情報については事務局の求めに応じて提出することを原則とする。

(イ) 成果報告に関わる共通要件

- ⑤ 実証終了後、令和5年2月末までに成果報告書を提出すること。
  - 成果報告書の様式や提出期限等の詳細は別途指示するが、編集可能な形式（PDFではなくワード・パワーポイント等）で納品すること。
  - 尚、今年度の実証を、成果報告書納品後も継続すること自体は構わないが、本事業への成果報告は2月末を期限とする。
- ⑥ 成果報告書をもとに、事務局にて事業結果の確認を行うが、この結果確認に際して、事務局から追加資料の提出等を求められた場合、速やかに対応すること。
- ⑦ 事務局の求めに応じ、実証事業の報告書やその他の成果物については、本事業で構築したWebサイトを含む各種メディアで情報を公開すること。
- ⑧ 実証事業の報告書に加え、教育プログラム等の開発に関わる成果物（教材や指導マニュアル、授業の動画記録等）は全て、提出すること。  
※動画公開時に字幕が必要な場合は、字幕作成に協力すること。

(ウ) スケジュール

- ⑨ 実施実現性が高く、かつ、効率的なスケジュール案を提案に含めること。

(エ) 予算

- ⑩ 「委託対象となる経費（7.（3））」に沿った支出計画（詳細な内訳付）を提出すること。

## (ii) 事業内容に係る要件

各テーマにおいては、「(i) 事業運営に係る要件」に加えて、D-I、D-IIのそれぞれの必須要件を踏まえた提案をすること。

### D-I. 「部活動地域移行の受け皿モデル創出に向けた実証」

#### (ア) 必須要素

- ① 「地域×スポーツクラブ産業研究会」第1次提言を踏まえた提案であること。  
なお、ここでの実証とは、「地域スポーツクラブ」がサービス業として自立する事業モデルで、部活動の地域移行の受け皿モデルとして運営することを指す。
- ② 他地域に先駆けて部活動地域移行の先進受け皿モデルを創出することに前向きに取り組んでいること。
- ③ 関係者が、事業終了後も部活動の地域移行の受け皿創出について、継続的な活動を検討する意思がある取組であること。
  - なお、関係者とは、自治体・教育委員会、学校、受け皿となる地域スポーツクラブ等が想定される（私立の場合は学校内・提携校と地域スポーツクラブ等）。
- ④ 委託予算の目安（～1,000万円/件）と大きな乖離のない提案であること。
  - 本委託は、実証に伴う諸経費を対象としており、地域スポーツクラブ事業自体の立ち上げ・運営費用を賄うことは想定していない点に留意すること
  - ただし、地域スポーツクラブ事業自体の立ち上げ・運営費用をどう創出していくのかの検討や、事業としてのフィージビリティを検証するために必要な実証（期間を限定したスクール運営等）に係る費用は本実証の対象経費に含む
  - 検証要素が特に多い提案については、目安を超えての採択の可能性もあるため、金額が大きくなる場合は、その理由を付記すること。
- ⑤ 提案段階において、以下を提案書に含めること。ただし、いずれも現時点の仮説をもとに作成したもので構わない。
  - 現時点での最終的に目指す姿（自治体と合意が取れたもの）
  - 目指す姿へ向けたロードマップ
  - 各ステークホルダー（事業者・自治体・学校）の役割説明
  - 現時点での収益性を踏まえた事業モデル  
例えば、以下のような収益事業案を想定している。ただし、この限りではない。
    - ◇ 学校施設での収益事業の実施案（学校の施設使用により、受益者負担でスポーツ指導を行うことを含む。）
    - ◇ スポンサー収入
    - ◇ ふるさと納税
    - ◇ 地域企業等とのパートナーシップ
    - ◇ オンライン指導の活用による人件費の削減

#### (イ) 加点要素

- ① より多くの課題の解決策を検証できる/提示できる提案になっていること。
  - 例) 地域特性に応じた移動問題の解決に向けた検証

- 例) オンライン指導や ICT ツール導入による指導の質向上や負担の軽減に向けた検証
  - 例) 教員を含む兼業兼職指導者の活用に向けた検証 (クラブ側が業務委託契約により指導者を確保することに対する課題や実効性の有無について)
- ② 目指す姿およびそこに至るまでのロードマップが、具体的且つ実現性の高い提案になっていること。
- ③ 収益性を踏まえた事業プランが、具体的且つ実現性の高い提案になっていること。
- 例) 学校施設を使った収益事業を計画している
  - 例) 受益者負担を導入する具体的な目途が立っている
  - 例) 寄付・スポンサーを受ける具体的な目途が立っている 等
- ④ 創出するモデルが、他地域に対する展開性が高いものになっていること。

#### (ウ) 期待成果物

成果物として、以下のいずれの点も含んだ報告書を提出すること。

- 当該実証の記録を記したメイキングストーリー (合意形成に向けた議論の経緯が分かる資料)
  - 自治体が描く、部活動地域移行のロードマップ
  - 上記ロードマップに則って、期間内に実施した初期アクションのレポート
- なお、いずれも一般公開可能な資料として必要な許諾の取得や編集を行い納品すること。(ただし、公開が難しい資料等がある場合は、個別に相談すること)

## D-Ⅱ. 「部活動地域移行における個別論点 F/S 事業」

### (ア) 必須要素

- ① 「地域×スポーツクラブ産業研究会」第1次提言を踏まえた提案であること。
- ② 以下に示すような論点の一つ、もしくは複数の論点に対して、部活動の地域移行における課題解決の方向性を提示することを目指した提案であること。また、その内容の取組計画を提案書に含めること。ただし、いずれも現時点の仮説をもとに作成したもので構わない。また、以下に示す論点以外の設定も可能である。
- 指導者の確保、また、指導者の負担軽減や指導の質維持/向上に向けた検証
    - 例: 科学的指導法の検証、指導の質向上に向けたテクノロジーの検証、ICTツールの導入によるコーチ負担軽減の検証、兼業兼職コーチの活用方策、コーチングコーチの在り方 等
  - 受益者負担軽減に資する収益事業または、付加価値向上に資する取り組みの検証
    - 例: 学校施設を活かした収益事業の検証 (教室や学校体育施設を活用した収益事業など)、スポンサー収入の可能性検証、地域企業等とのパートナーシップの在り方検証 等
  - (特に山間地域をはじめとした過疎地域における) 移動問題の解決策の検証
    - 例: 地域コミュニティバスやスクールバス、クラブバス等の活用可能性検証 等

- ③ 部活動地域移行を進めていく意思のある自治体または学校と連携した取り組みであること。
  - 公立の場合は自治体と連携、私立の場合は学校内・提携校との連携。
- ④ 委託予算の目安（～1000万円/件）と大きな乖離のない提案であること。
  - 本委託は、実証に伴う諸経費を対象としており、地域スポーツクラブ事業自体の立ち上げ・運営費用を賄うことは想定していない点に留意すること。
  - また、テクノロジーの検証や ICT ツールの導入に関しては製品開発にかかる費用を賄うことは想定していない。
  - ただし、地域スポーツクラブ事業自体の立ち上げ・運営費用をどう創出していくのかの検討や、事業としてのフィージビリティを検証するために必要な実証（期間を限定したスクール運営等）に係る費用は本実証の対象経費に含む
  - 検証要素が特に多い提案については、目安を超えての採択の可能性もあるため、金額が大きくなる場合は、その理由を付記すること。

(イ) 加点要素

- ① 設定した論点について、効果的な解決の方向性を提示できる可能性が高い提案になっていること。
- ② F/S 結果が、今回検討を行った地域に実装できる可能性が高い提案になっていること。
- ③ F/S 結果が、他地域に対する展開性が高いものになっていること。

(ウ) 期待成果物成果物

- F/S の記録を記した実証報告を提出すること。

※選択した論点によるものの、以下のような成果物を想定

- 例) テクノロジーの活用が部活動指導者の負荷軽減/指導の質向上に寄与する効果検証のレポート
- 例) 学校施設を活用した具体的な事業モデルと、その構築過程に関する実証報告
- 例) どのように移動問題を解決し、今後の運用を行うことができるかに関する実証報告書

なお、いずれも一般公開可能な資料として必要な許諾の取得や編集を行い納品すること。（ただし、公開が難しい資料等がある場合は、個別に相談すること）

## 6. 採択先候補の評価・選定及び審査結果の通知等

### (1) 評価・選定方法

BCG が経済産業省と協議の上、評価・選定を行う。その際、外部有識者にアドバイザーを依頼し、助言を受けることで、採択の客観性を担保する。評価・選定は、以下 2 段階で実施する。

- 上記 5. に示した要件を十分に満たしているか（基礎点）
- その上で、更なる創意工夫の要素がみられるか（加点）

上記においては (i) 事業運営に係る要件及び (ii) 事業内容に係る要件 (ア) 必須要素の全要件を満たす (=基礎点が満点である) 提案を「1次合格」として扱い、そこから加点評価を、外部有識者の助言を勘案し、採択案件を決定する。

### (2) 提案内容の採択と修正

今回の公募・採択は、あくまでアイディアの公募であり、アイディアの採択後に、外部有識者のコメント等を踏まえて、事務局より提案内容の修正を打診し（例：「アイディアは良

いが、△△は直して欲しい」、「規模を縮小または拡大して欲しい」等）、内容・費用についての交渉を進め、最終的に事業内容に合意することをもって、最終的な委託契約が成立する。その過程において、調整未了により委託契約に至らない可能性があることも留意すること。

尚、事務局から提案内容の打診や採択の通知等を行う時期については案件によって前後する。不採択も含めた最終的な採択結果は、全ての契約締結を終えた後に纏めて公開・通知する。不採択の理由については公開しないので留意すること。

## 7. 業務委託契約等

### (1) 委託契約の締結

採択後、契約条件・内容の交渉を経て、条件・内容に合意できた事業者から、BCG との単年度委託契約を締結する。契約条件の協議が整い次第、速やかに契約を締結すること。

- コンソーシアム形式で受託する場合のコンソーシアム内における再委託契約も、契約形態は、BCG との委託契約に準拠すること。

### (2) 委託費に関する留意事項 **重要**

- 委託費とは、本来、国が自ら行うべき事務・事業等を、その執行の適宜性、効率性等に鑑みて、他の機関又は特定の者（本委託事業ではコンソーシアム等）に委託して行わせる場合に、その反対給付として支出する経費をいう。すなわち、「令和4年度学びと社会の連携促進事業（「未来の教室」（学びの場）創出事業）」という国の事業の一部を委託契約に基づいて受託し、実施したことに対する対価として、受託者に対して支払われるものであり、事業を通じた収益が出ることは原則認められない（事業内容に応じて検討の必要がある場合は事務局と個別に相談すること）。したがって、事業管理等について、補助金による助成的な事業とは異なる面がある。特に委託費は、当該委託契約における事業計画に係る用途以外に使用することはできないことに留意すること。
- 採択案件として決定後に、契約金額について経費ごとの積算、見積、根拠資料等を審査し、必要と認められた経費のみが実際の契約金額となる。したがって、実際の契約の際の契約金額は、必ずしも提案金額とは一致しないことに留意すること。
- 委託事業期間中及び委託事業期間後において、委託金額の適切な確定にあたり、BCG が中間検査（委託事業期間中）、確定検査（委託事業期間後）を実施する。原則として、中間検査及び確定検査の期日までに委託対象経費や帳簿類の確認ができない場合については、当該経費は委託対象外となること、支払うべき金額は契約額以下になること（事業期間終了後の確定検査において、契約額以上の支出があっても、契約額以下でしか支払わない）に留意すること。
- 確定検査にあたっては、委託費の対象とする経費にかかる帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理することが必要になる。委託対象物件や帳簿、証拠書類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は委託費の対象外となるため、留意すること。
- 委託費については、実績報告書の提出を受け、確定検査を経て、支払うべき額を確定した後の精算払いとなる。したがって、それまでの間は事業者における立替払となる（期間中の暫定払いは認めていない）ことに留意すること。
- 委託事業期間終了後、会計検査院が実地検査に入り得ることに留意すること。
  - 委託費の対象とする経費に係る帳簿及び証拠書類は、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、国の要求があった時は、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくこと。
- 委託事業上の不正行為、不正使用等については、「【参考2】研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省制定）及び「【参考3】公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省制定）に沿って対応することとする。また、たとえ、採択事業者として公表後又は委託契約締結後であっても、虚偽の申請であったことが判明した場合や、上記指針等に照らして不正があったことが判明した場合等は、採択や委託契約を取り消す場合があることに留意すること。



(3) 委託対象となる経費

本事業では、原則、経済産業省「委託事業事務処理マニュアル」及び「委託事業チェックリスト」に則った運用を行う。そのため、マニュアル・チェックリスト一読の上、提案を行うこと。

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/jimusyori\\_manual.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html)

本事業で計上可能な経費区分・科目は以下の通りとする。

区分	主な内容
人件費	委託事業に直接従事した人員の労務費。但し、対象となる人員は正職員（会社が直接雇用し、福利厚生費を負担している職員）に限られることに留意すること。 ※地方公共団体の人件費は計上できない。 ※無報酬の役職員、所属員は計上できない。 ※委託事業に必要なアルバイトの雇上費等は、「事業費（補助人権費）」となる。 ※雇用形態が業務委託の場合、「再委託・外注費」となる。 ※単価の根拠については、委託事業事務処理マニュアルの記載に従う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 健保等級で単価を算出する場合は、健康保険に加入していない職員については適応できない。</li> <li>- 受託単価により単価を算出する場合は、経済産業省「委託事業事務処理マニュアル」にある通り、①当該単価規定等が公表されていること、②他の官公庁での当該単価の受託実績があること、③官公庁以外での当該単価での複数の受託実績があることのいずれかが必要である。</li> </ul>
事業費	事業費については、経済産業省「委託事業事務処理マニュアル」及び「委託事業チェックリスト」を踏まえ、必要なものを計上すること。但し、経費によっては、執行に合理性を説明する理由書が必要になることがある。また、場合によっては、執行が認められないこともあることに留意すること。
再委託・外注費	再委託・外注費については、経済産業省「委託事業事務処理マニュアル」及び「委託事業チェックリスト」を踏まえ、必要なものを計上すること。 ※再委託・外注費は、原則として、（仕様⇒見積⇒契約・発注⇒完了報告・納品⇒検収⇒支払）の手順によって処理を実施すること。尚、経費処理においては、見積書と請求書だけではなく、手順ごとの書類を全て提出する必要があるので留意すること。 ※原則3社以上の相見積りが必要。再委託先に代替性がなく、相見積りが難しい場合は、その旨を含めて説明した、選定理由書を提出すること。
一般管理費	委託事業に伴う一般管理活動によって発生した費用 ※本事業においては、直接経費（人件費＋事業費）に一般管理費率（本事業は大規模事業のため最大8%とする）を乗じた金額を最大値とする。上記計算式の通り、直接経費には、再委託・外注費は含まれない点に留意すること。

<留意点>

- ✓ 上記対象経費の計上にあたっては、その必要性及び金額の妥当性を明確にできるよう、必要な証憑類を整理する、説明内容を整理する等の準備をしておくこと。
- ✓ 本事業における実証活動に直接必要となる経費、及び本公募要領に記載の無い経費は、本委託事業の対象経費として計上することはできないことに留意すること。
- ✓ 委託対象経費の計上に関する書類の審査は、提案書の書面審査以降となることに留意すること。
- ✓ 経費に関する質問については、採択案件となった後に、BCGに問い合わせること。

- ✓ 以下の経費については、対象経費として計上できないことに留意すること。
  - ◇ 建物等施設に関する経費
  - ◇ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（例：学校の机・椅子）
  - ◇ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
  - ◇ 事業実施中に発生し得る自己・災害に対応するために関係者が加入する保険
  - ◇ その他事業に関係ない経費

## 8. 受託者の責務

### (1) 事業成果に関すること

#### (ア) 委託事業成果の活用

- ✓ 受託者が本事業で収集した参加者のデータについては、経済産業省及びBCGの求めに応じて、適宜提出しなければならない。

#### (イ) 委託事業成果等の発表・公開

- ✓ 本事業で得られた成果、事業化等を発表・公開する場合には、事前にBCGへ報告の上、許可を得ること。公開の是非、公開内容については、経済産業省及びBCGと内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めるものとし、特段の理由がある場合を除き、その内容が本事業の成果として得られたものであることを明示すること。

#### (ウ) 成果普及への協力

- ✓ 事業の成果を普及するため、事務局の求めがあった場合、それに応じて、以下に予定するイベントへ参加・協力すること。尚、下記以外の普及活動への協力も積極的に行うこと。
  - ◇ 12月（上旬）：中間報告会
  - ◇ 3月（上旬）：最終報告会

#### (エ) 委託事業終了後に関すること

- ✓ 本事業終了後も、事業により得られた成果を活用して、自立的に事業を継続していくこと。

#### (オ) 委託費の執行に関すること

- ✓ 本公募要領の「7. 業務委託契約等」の記載を踏まえ、適切に委託費を執行すること。

## 9. 履行期間

契約締結日から令和5年2月末までとする。

※詳細な終了日は、採択事業者には追って通知する。

※成果報告書を「5. 公募テーマと公募要件」に定める期日までに1次納品すること。

## 10. 応募方法

### (1) 提出書類

以下を満たす資料を作成し、提出すること。

- 応募するテーマを明記すること。
- 公募要領に示した要件の全てに答えていること。
- 提案書の冒頭に以下の担当者情報を記載すること。  
「企業・団体名/所属・役職/氏名/フリガナ/メールアドレス/電話番号」
- 提案書に応募主体の財務情報の分かる資料を添付すること。
- 提案書は、HPよりダウンロードできる所定フォーマットをベースにして、作成すること。

※あくまで推奨なので、フォーマットの修正や他フォーマット使用は可能だが、他フォーマットを使用した場合も、推奨フォーマットに示す内容は全て記入すること

### (2) 提出期限

本公募要領「3. 公募期間」に示す期間内に下記提出先必着のこと。

容量の問題で送信に時間がかかる可能性もあるので、余裕をもって提出すること。

### (3) 提出方法

必要ファイルをメール添付により提出のこと。その際パスワードは設定しないこと。

件名は、「(事業者名)「未来の教室」実証事業(未来のブカツ実証)2022」とすること。

※必ず提案する事業者名を件名に含めること

ただし、容量の問題でメール添付が不可能な場合はクラウドサービスの利用も可とする。  
その場合は、ファイルがダウンロードできる URL をメールで提出すること。

(4) 提出先のメールアドレス

[Future\\_academy@bcg.com](mailto:Future_academy@bcg.com)

## 11. 公募説明会

今回は公募説明会を開催しない。不明点等がある場合は下記問合せ先に確認すること。

## 12. 公募要領に関する問い合わせ先

ボストンコンサルティンググループ合同会社 「未来の教室」実証事業事務局

Email : [Future\\_academy@bcg.com](mailto:Future_academy@bcg.com)

## 13. その他

- 提案書等の作成・提出等に関する費用は、支払わないものとする。
- 提案書の機密保持については、十分配慮する。
- 経済産業省「未来の教室」ウェブサイトは予告なしに内容を変更又は削除する可能性がある。